

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年 1 月17日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
（連絡場所）
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M 中小型株オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成25年7月19日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(1) ファンドの名称

<訂正前>

JPM中小型株オープン(以下「当ファンド」といいます。)

(注)平成25年7月20日より「JF中小型株オープン」から変更となります。

<訂正後>

JPM中小型株オープン(以下「当ファンド」といいます。)

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.15%(税抜3.0%)が上限となっております。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(以下略)

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*1}は、3.15%^{*2}(税抜3.0%)が上限となっております。

*1 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

*2 平成26年4月1日より消費税率(地方消費税率を含みます。)が8%に上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色

<訂正前>

本書中で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

(略)

マザーファンドを通じて、主として日本の中小型株式の中から、成長性があり、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

組入銘柄は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位100銘柄を除いたものが中心となります。ただし、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位100銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとします*。

* 投資対象にはREITも含まれます。

（以下略）

<訂正後>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

マザーファンドを通じて、主として日本の中小型株式の中から、成長性があり、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

組入銘柄は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位100銘柄を除いたものが中心となります。ただし、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位100銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとします*。

* 投資対象にはREITも含まれます。（以下同じ。）

（以下略）

（3）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（平成25年5月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成25年5月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218百万円（平成25年11月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成25年11月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

<訂正前>

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

（略）

委託会社内の組織である「PRG運用本部」は9名で構成されており、同本部内の「PRG運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」には8名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。同本部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

～（略）

運用部門から独立したミドルオフィス部門は、投資制限の遵守状況をチェックする等運用状況の管理・監督を行い、有価証券の取引の相手先である証券会社等のブローカーのうち特定の者との取引を何らかの理由で制限する必要がある場合は、その旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

（略）

委託会社内の組織である「PRG運用本部」は10名で構成されており、同本部内の「PRG運用本部パシフィック・リージョナル・グループ」には9名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。同本部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

～（略）

運用部門から独立したリスク管理部門は、投資制限の遵守状況をチェックする等運用状況の管理・監督を行い、有価証券の取引の相手先である証券会社等のブローカーのうち特定の者との取引を何らかの理由で制限する必要がある場合は、その旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

3【投資リスク】

（2）投資リスクに関する管理体制

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成25年9月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドライン^{*}の遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

4【手数料等及び税金】

(1) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%^{*}（税抜3.0%）が上限となっています。

* 平成26年4月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

(3) 信託報酬等

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%^{*}（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、年率1.6524%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります^{*}。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665% (税抜0.73%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) その他の手数料等

2 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

<訂正前>

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該諸費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

<訂正後>

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%^{*}（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円^{*}（税抜300万円）を上限とします。）を当該諸費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.0216%を乗じて得た額（ただし、年間324万円を上限とします。）を当該諸費用とみなします。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年5月末現在成立しているものです。

、（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(八)、(二)（略）

(ホ) 少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は平成26年1月1日以降、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年1月1日現在適用されるものです。

、（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

* 平成49年12月31日までの税率です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 平成49年12月31日までの税率です。

（八）、（二）（略）

（ホ）少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（平成25年11月8日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	48,423,919,828	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	33,606,606	0.07
合計(純資産総額)		48,390,313,222	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）J P M 中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年11月8日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	46,372,716,500	95.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,417,615,188	4.96
合計(純資産総額)		48,790,331,688	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年11月8日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親 資 託 益 券	J P M 中 小 型 株 オ ー プ ン ・ マ ザ ー フ ァ ン ド (適 格 機 関 投 資 家 専 用)	36,956,361,008	1.3403	49,532,722,174	1.3103	48,423,919,828	100.07

（参考）J P M 中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年11月8日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	サイバーエ ジェント	サービ ス業	500,800	3,161.87	1,583,465,033	3,290.00	1,647,632,000	3.38
2	日本	株式	ユニテッドア ローズ	小売業	268,300	4,205.90	1,128,445,030	4,200.00	1,126,860,000	2.31
3	日本	株式	リンナイ	金属製 品業	146,900	7,439.62	1,092,881,501	7,520.00	1,104,688,000	2.26
4	日本	株式	住友電気工業	鉄金 属業	761,800	1,455.39	1,108,719,317	1,427.00	1,087,088,600	2.23
5	日本	株式	三菱UFJリー ス	その他 金融業	1,928,000	539.34	1,039,863,114	556.00	1,071,968,000	2.20
6	日本	株式	マツダ	輸送用 機器	2,494,000	450.19	1,122,779,647	424.00	1,057,456,000	2.17
7	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	654,000	1,558.96	1,019,564,672	1,564.00	1,022,856,000	2.10
8	日本	株式	エムスリー	サービ ス業	4,085	265,405.46	1,084,181,314	249,600.00	1,019,616,000	2.09
9	日本	株式	ヒューリック	不動産 業	646,300	1,613.97	1,043,115,163	1,560.00	1,008,228,000	2.07
10	日本	株式	ディー・エヌ・ イー	サービ ス業	525,300	2,093.28	1,099,604,871	1,840.00	966,552,000	1.98
11	日本	株式	東京建物	不動産 業	1,068,000	945.48	1,009,780,824	901.00	962,268,000	1.97
12	日本	株式	大林組	建設業	1,585,000	613.87	972,984,847	606.00	960,510,000	1.97
13	日本	株式	GMOペイメン トゲートウェイ	情報・通 信業	267,300	3,279.93	876,726,435	3,550.00	948,915,000	1.94
14	日本	株式	N I P P O	建設業	515,000	1,780.58	917,001,491	1,821.00	937,815,000	1.92
15	日本	株式	新生銀行	銀行業	4,227,000	236.57	1,000,010,978	214.00	904,578,000	1.85
16	日本	株式	日立キャピタル	その他 金融業	335,400	2,484.41	833,271,690	2,648.00	888,139,200	1.82
17	日本	株式	マキタ	機械	174,400	5,432.86	947,491,042	4,945.00	862,408,000	1.77
18	日本	株式	ディスコ	機械	128,300	6,033.14	774,053,064	6,430.00	824,969,000	1.69

19	日本	株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	296,500	3,044.73	902,763,844	2,771.00	821,601,500	1.68
20	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	322,900	2,665.52	860,698,154	2,517.00	812,739,300	1.67
21	日本	株式	パーク24	不動産業	428,400	1,937.36	829,966,682	1,867.00	799,822,800	1.64
22	日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	576,100	1,452.03	836,519,806	1,378.00	793,865,800	1.63
23	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	1,282,000	630.47	808,273,125	619.00	793,558,000	1.63
24	日本	株式	セブン銀行	銀行業	2,264,200	347.57	786,983,153	350.00	792,470,000	1.62
25	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	48,900	13,976.66	683,459,038	15,020.00	734,478,000	1.51
26	日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	814,000	935.71	761,672,340	902.00	734,228,000	1.50
27	日本	株式	楽天	サービス業	550,600	1,332.82	733,852,226	1,329.00	731,747,400	1.50
28	日本	株式	THK	機械	307,400	2,129.56	654,629,567	2,217.00	681,505,800	1.40
29	日本	株式	N・フィールド	サービス業	51,600	10,376.67	535,436,172	12,890.00	665,124,000	1.36
30	日本	株式	セガサミーホールディングス	機械	253,100	2,720.23	688,492,330	2,575.00	651,732,500	1.34

種類別および業種別投資比率

(平成25年11月8日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07

(参考) JPM中小型株オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年11月8日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	5.00
		化学	3.21
		医薬品	3.20
		ガラス・土石製品	1.74
		鉄鋼	1.21
		非鉄金属	4.43
		金属製品	3.89
		機械	8.58
		電気機器	1.28
		輸送用機器	3.94
		精密機器	2.00
		その他製品	1.16
		情報・通信業	5.75
		卸売業	2.73
		小売業	9.06
		銀行業	5.57
保険業	0.58		

	その他金融業	7.37
	不動産業	7.48
	サービス業	16.86
合計		95.04

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成25年11月8日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
15期	(平成16年4月20日)	38,091	38,091	1.1322	1.1322
16期	(平成16年10月20日)	38,418	38,418	1.0321	1.0321
17期	(平成17年4月20日)	36,483	36,483	1.2204	1.2204
18期	(平成17年10月20日)	29,627	31,927	1.2879	1.3879
19期	(平成18年4月20日)	46,647	49,913	1.4281	1.5281
20期	(平成18年10月20日)	63,726	63,726	1.1790	1.1790
21期	(平成19年4月20日)	86,062	86,062	1.1243	1.1243
22期	(平成19年10月22日)	58,969	58,969	1.1392	1.1392
23期	(平成20年4月21日)	36,227	36,227	0.8170	0.8170
24期	(平成20年10月20日)	21,140	21,140	0.5353	0.5353
25期	(平成21年4月20日)	17,486	17,486	0.4933	0.4933
26期	(平成21年10月20日)	18,228	18,228	0.5949	0.5949
27期	(平成22年4月20日)	14,867	14,867	0.6038	0.6038
28期	(平成22年10月20日)	10,561	10,561	0.5027	0.5027
29期	(平成23年4月20日)	10,409	10,409	0.5465	0.5465
30期	(平成23年10月20日)	8,685	8,685	0.5160	0.5160
31期	(平成24年4月20日)	8,168	8,168	0.5412	0.5412
32期	(平成24年10月22日)	7,001	7,001	0.5109	0.5109
33期	(平成25年4月22日)	11,625	11,625	0.7776	0.7776
34期	(平成25年10月21日)	33,871	33,871	0.9059	0.9059
	平成24年11月末日	7,039	-	0.5233	-
	平成24年12月末日	7,296	-	0.5524	-
	平成25年1月末日	7,947	-	0.5988	-
	平成25年2月末日	8,116	-	0.6236	-

平成25年3月末日	9,305	-	0.6936	-
平成25年4月末日	12,767	-	0.8064	-
平成25年5月末日	18,750	-	0.7896	-
平成25年6月末日	20,431	-	0.7875	-
平成25年7月末日	21,322	-	0.8068	-
平成25年8月末日	20,718	-	0.7820	-
平成25年9月末日	26,081	-	0.8825	-
平成25年10月末日	44,563	-	0.8880	-
平成25年11月8日	48,390	-	0.8805	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.1000
19期	0.1000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000
26期	0.0000
27期	0.0000
28期	0.0000
29期	0.0000
30期	0.0000
31期	0.0000
32期	0.0000
33期	0.0000
34期	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
15期	19.4
16期	8.8
17期	18.2
18期	13.7
19期	18.7

20期	17.4
21期	4.6
22期	1.3
23期	28.3
24期	34.5
25期	7.8
26期	20.6
27期	1.5
28期	16.7
29期	8.7
30期	5.6
31期	4.9
32期	5.6
33期	52.2
34期	16.5

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
15期	9,174,002,298	5,342,028,548	33,643,346,473
16期	11,073,392,206	7,494,029,240	37,222,709,439
17期	5,335,514,232	12,664,624,730	29,893,598,941
18期	4,550,776,174	11,439,911,160	23,004,463,955
19期	20,572,621,382	10,912,378,299	32,664,707,038
20期	25,798,198,943	4,410,111,989	54,052,793,992
21期	35,306,256,035	12,809,786,044	76,549,263,983
22期	3,632,636,086	28,419,910,624	51,761,989,445
23期	1,385,151,217	8,808,070,045	44,339,070,617
24期	499,863,753	5,344,386,335	39,494,548,035
25期	954,807,692	5,002,181,707	35,447,174,020
26期	1,347,058,001	6,153,292,021	30,640,940,000
27期	299,046,193	6,318,317,016	24,621,669,177
28期	84,123,717	3,695,944,628	21,009,848,266
29期	496,146,007	2,457,693,670	19,048,300,603
30期	72,798,493	2,286,269,274	16,834,829,822
31期	315,992,881	2,058,386,560	15,092,436,143
32期	9,302,762	1,398,099,122	13,703,639,783
33期	3,171,484,001	1,924,719,741	14,950,404,043
34期	27,193,751,588	4,753,286,089	37,390,869,542

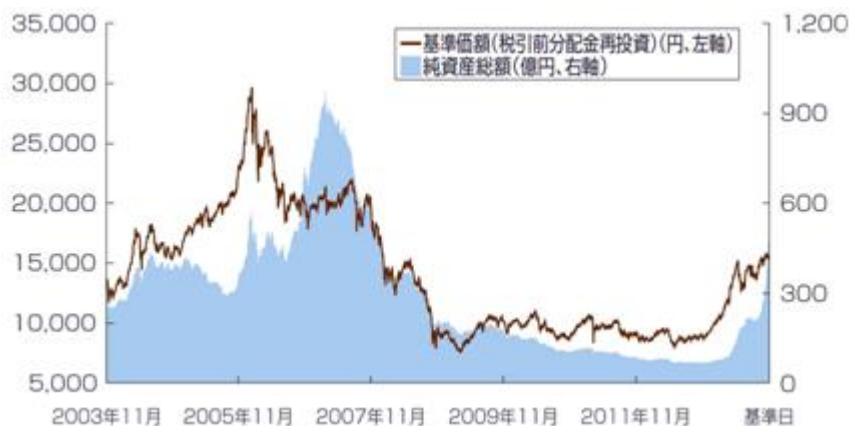
(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年11月8日	設定日	1996年10月31日
純資産総額	483億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
30期	2011年10月	0
31期	2012年4月	0
32期	2012年10月	0
33期	2013年4月	0
34期	2013年10月	0
	設定来累計	7,500

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

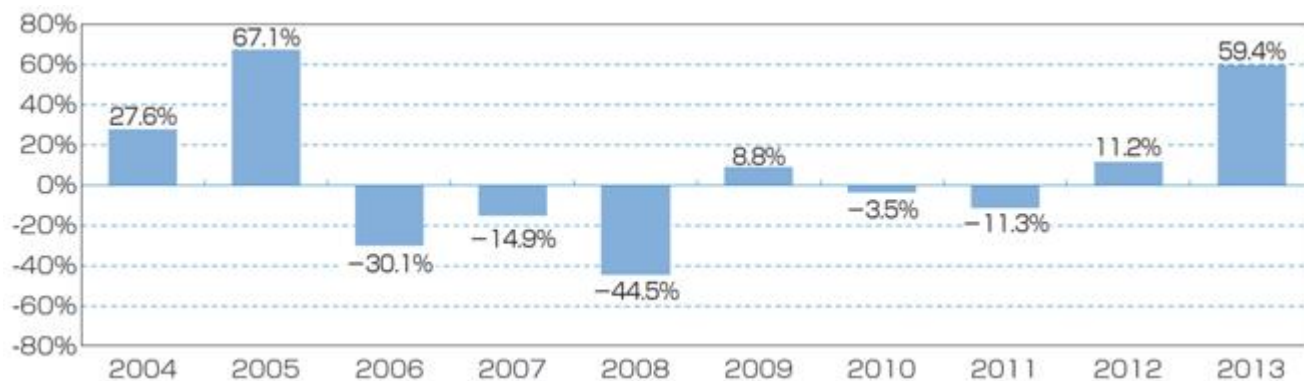
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率
1	サイバーエージェント	サービス業	3.4%
2	ユニテッドアローズ	小売業	2.3%
3	リンナイ	金属製品	2.3%
4	住友電気工業	非鉄金属	2.2%
5	三菱UFJリース	その他金融業	2.2%
6	マツダ	輸送用機器	2.2%
7	スルガ銀行	銀行業	2.1%
8	エムスリー	サービス業	2.1%
9	ヒューリック	不動産業	2.1%
10	ディー・エヌ・エー	サービス業	2.0%

業種別構成状況

業種	投資比率
サービス業	16.9%
小売業	9.1%
機械	8.6%
不動産業	7.5%
その他金融業	7.4%
その他	45.6%

年間収益率の推移



* 年間収益率 (%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金 (税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年11月8日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPM中小型株オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年7月20日付けで当ファンドの名称は「JF中小型株オープン」から「JPM中小型株オープン」に、マザーファンドの名称は「JF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」から「JPM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」に変更しました。

1【財務諸表】

【JPM中小型株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第33期 (平成25年4月22日現在)	第34期 (平成25年10月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,689,872,513	34,038,598,140
未収入金	93,998,310	300,065,104
流動資産合計	11,783,870,823	34,338,663,244
資産合計	11,783,870,823	34,338,663,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	93,998,310	300,065,104
未払受託者報酬	4,152,377	10,815,275
未払委託者報酬	59,378,863	154,658,374
その他未払費用	830,412	1,575,000
流動負債合計	158,359,962	467,113,753
負債合計	158,359,962	467,113,753
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 14,950,404,043	¹ 37,390,869,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 3,324,893,182	² 3,519,320,051
(分配準備積立金)	445,573,939	471,353,053
元本等合計	11,625,510,861	33,871,549,491
純資産合計	11,625,510,861	33,871,549,491
負債純資産合計	11,783,870,823	34,338,663,244

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第33期 (自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日)	第34期 (自 平成25年4月23日 至 平成25年10月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,634,564,083	3,535,959,317
営業収益合計	3,634,564,083	3,535,959,317
営業費用		
受託者報酬	4,152,377	10,815,275
委託者報酬	59,378,863	154,658,374
その他費用	830,412	1,575,000
営業費用合計	64,361,652	167,048,649
営業利益	3,570,202,431	3,368,910,668
経常利益	3,570,202,431	3,368,910,668
当期純利益	3,570,202,431	3,368,910,668
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	182,436,643	166,769,969
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,701,877,121	3,324,893,182
剰余金増加額又は欠損金減少額	931,244,350	980,381,761
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	931,244,350	980,381,761
剰余金減少額又は欠損金増加額	942,026,199	4,376,949,329
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	942,026,199	4,376,949,329
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,324,893,182	3,519,320,051

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年4月20日および平成25年4月21日が休日のため、信託約款第40条により、第33期計算期間末日を平成25年4月22日としております。また、平成25年10月20日が休日のため、第34期計算期間末日を平成25年10月21日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第33期 (平成25年4月22日現在)	第34期 (平成25年10月21日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	13,703,639,783円	14,950,404,043円
期中追加設定元本額	3,171,484,001円	27,193,751,588円
期中一部解約元本額	1,924,719,741円	4,753,286,089円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,324,893,182円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,519,320,051円であります。
計算期間末日における受益権の総数	14,950,404,043口	37,390,869,542口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7776円 (7,776円)	0.9059円 (9,059円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第33期 (自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日)	第34期 (自 平成25年4月23日 至 平成25年10月21日)
1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	62,014,287円	95,772,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	6,250,738,770円	16,395,807,709円
分配準備積立金額	383,559,652円	375,580,723円
当ファンドの分配対象収益額	6,696,312,709円	16,867,160,762円
当ファンドの期末残存口数	14,950,404,043口	37,390,869,542口
1万口当たり収益分配対象額	4,479.01円	4,511.03円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第33期 (平成25年4月22日現在)	第34期 (平成25年10月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,465,963,916	3,438,017,234
合計	3,465,963,916	3,438,017,234

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成25年10月21日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P M 中小型株オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	25,268,055,928	34,038,598,140	
合計			25,268,055,928	34,038,598,140	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成25年4月22日現在）	（平成25年10月21日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		860,449,337	4,248,558,113
株式		11,762,957,600	33,245,195,200
未収入金		57,330,986	251,418,734
未収配当金		60,717,500	87,092,415
未収利息		707	3,491
流動資産合計		12,741,456,130	37,832,267,953
資産合計		12,741,456,130	37,832,267,953
負債の部			
流動負債			
未払金		562,128,952	3,114,750,509
未払解約金		93,998,310	300,065,104
流動負債合計		656,127,262	3,414,815,613
負債合計		656,127,262	3,414,815,613
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,518,874,298	25,548,595,711
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,566,454,570	8,868,856,629
元本等合計		12,085,328,868	34,417,452,340
純資産合計		12,085,328,868	34,417,452,340
負債純資産合計		12,741,456,130	37,832,267,953

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年 4月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本 額、期中追加設定元本額および期中解 約元本額		
期首元本額	9,491,418,156円	10,518,874,298円
期中追加設定元本額	2,436,746,702円	18,338,175,871円
期中解約元本額	1,409,290,560円	3,308,454,458円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
J P M 中小型株オープン	10,174,838,988円	25,268,055,928円
J P M 中小型株オープン（野村 S M A 向け）	344,035,310円	280,539,783円
合 計	10,518,874,298円	25,548,595,711円
本報告書における開示対象ファンドの計 算期間末日における受益権の総数	10,518,874,298口	25,548,595,711口
1口当たりの純資産額	1.1489円	1.3471円
(1万口当たりの純資産額)	(11,489円)	(13,471円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式であります。当ファンドが保有した金融商品には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成25年4月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3,331,952,494	3,205,966,307
合計	3,331,952,494	3,205,966,307

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成25年10月21日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	ショーボンドホールディングス	80,500	4,480.00	360,640,000	
	大林組	1,058,000	611.00	646,438,000	
	N I P P O	314,000	1,760.00	552,640,000	
	ダイセル	479,000	858.00	410,982,000	
	エフピコ	43,600	7,570.00	330,052,000	
	ユニ・チャーム	54,600	6,360.00	347,256,000	
	日本新薬	129,000	1,714.00	221,106,000	
	そーせいグループ	70,000	4,880.00	341,600,000	
	メドレックス	14,300	2,307.00	32,990,100	
	ペプチドリーム	38,300	13,860.00	530,838,000	
	太平洋セメント	1,361,000	429.00	583,869,000	
	M A R U W A	92,900	3,540.00	328,866,000	
	共英製鋼	64,000	1,839.00	117,696,000	
	大和工業	86,200	3,775.00	325,405,000	
	D O W Aホールディングス	541,000	947.00	512,327,000	
	住友電気工業	574,400	1,453.00	834,603,200	
	三和ホールディングス	341,000	636.00	216,876,000	
	リンナイ	100,300	7,410.00	743,223,000	
	ディスコ	90,100	5,970.00	537,897,000	
	ナブテスコ	158,400	2,472.00	391,564,800	
	ダイキン工業	75,100	5,810.00	436,331,000	
	セガサミーホールディングス	187,700	2,764.00	518,802,800	
	T H K	215,800	2,137.00	461,164,600	
	マキタ	130,400	5,460.00	711,984,000	
	アンリツ	86,200	1,218.00	104,991,600	
	シスメックス	97,200	6,670.00	648,324,000	
	いすゞ自動車	327,000	653.00	213,531,000	
	新明和工業	388,000	775.00	300,700,000	
	マツダ	1,773,000	455.00	806,715,000	
	富士重工業	148,200	2,826.00	418,813,200	
	シマノ	33,400	8,780.00	293,252,000	
	日機装	171,000	1,168.00	199,728,000	
	朝日インテック	71,600	6,690.00	479,004,000	
	スリー・ディー・マトリックス	88,700	3,775.00	334,842,500	
	フジシールインターナショナル	123,400	3,050.00	376,370,000	
	ブロードリーフ	75,800	2,316.00	175,552,800	
	G M Oペイメントゲートウェイ	177,700	3,260.00	579,302,000	
	インターネットイニシアティブ	85,500	2,899.00	247,864,500	
	フジ・メディア・ホールディングス	178,600	2,027.00	362,022,200	
	デジタルガレージ	60,500	2,988.00	180,774,000	

	コナミ	134,800	2,414.00	325,407,200	
	横浜冷凍	284,800	786.00	223,852,800	
	第一興商	36,800	2,812.00	103,481,600	
	阪和興業	281,000	456.00	128,136,000	
	サンリオ	38,400	5,760.00	221,184,000	
	ミスミグループ本社	103,200	2,880.00	297,216,000	
	パル	113,100	2,636.00	298,131,600	
	あみやき亭	80,600	3,555.00	286,533,000	
	セリア	160,300	3,630.00	581,889,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	195,500	1,444.00	282,302,000	
	ネクステージ	96,300	1,504.00	144,835,200	
	サンワカンパニー	17,900	2,610.00	46,719,000	
	あさひ	147,200	1,723.00	253,625,600	
	ドン・キホーテ	92,000	6,500.00	598,000,000	
	ユナイテッドアローズ	121,000	4,200.00	508,200,000	
	新生銀行	2,787,000	240.00	668,880,000	
	スルガ銀行	432,000	1,572.00	679,104,000	
	セブン銀行	1,505,400	349.00	525,384,600	
	アニコム ホールディングス	240,200	1,113.00	267,342,600	
	クレディセゾン	181,000	2,714.00	491,234,000	
	イオンフィナンシャルサービス	159,900	3,135.00	501,286,500	
	日立キャピタル	182,100	2,420.00	440,682,000	
	三菱UFJリース	1,281,900	535.00	685,816,500	
	ヒューリック	451,800	1,625.00	734,175,000	
	スター・マイカ	214,100	1,416.00	303,165,600	
	パーク24	284,800	1,947.00	554,505,600	
	東京建物	681,000	958.00	652,398,000	
	日本M&Aセンター	71,400	7,940.00	566,916,000	
	総合警備保障	210,300	1,951.00	410,295,300	
	カカクコム	288,700	2,202.00	635,717,400	
	エムスリー	2,525	266,100.00	671,902,500	
	ディー・エヌ・エー	318,900	2,075.00	661,717,500	
	インフォマート	54,000	2,238.00	120,852,000	
	リゾートトラスト	113,600	3,600.00	408,960,000	
	サイバーエージェント	227,400	3,130.00	711,762,000	
	楽天	366,100	1,340.00	490,574,000	
	N・フィールド	56,700	10,400.00	589,680,000	
	エイチ・アイ・エス	95,700	5,690.00	544,533,000	
	ダイセキ	201,300	2,046.00	411,859,800	
小計	銘柄数：	79		33,245,195,200	
	組入時価比率：	96.6%		100.0%	
合計				33,245,195,200	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年11月8日現在)

種類	金額	単位
資産総額	48,539,129,523	円
負債総額	148,816,301	円
純資産総額(-)	48,390,313,222	円
発行済口数	54,957,446,603	口
1口当たり純資産額(/)	0.8805	円

(参考) J P M 中小型株オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年11月8日現在)

種類	金額	単位
資産総額	50,854,383,659	円
負債総額	2,064,051,971	円
純資産総額(-)	48,790,331,688	円
発行済口数	37,235,669,589	口
1口当たり純資産額(/)	1.3103	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（平成25年5月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（平成25年11月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年5月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	943,411
公募単位型株式投資信託	4	42,970
公募追加型債券投資信託	2	461,137
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	535,404
総合計	137	1,982,922
親投資信託	61	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年11月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	74	978,140
公募単位型株式投資信託	4	26,064
公募追加型債券投資信託	2	420,127
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	711,471
総合計	143	2,135,802

親投資信託	64	-
-------	----	---

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第24期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,164,400	
有価証券			6,111,656	
前払費用			51,655	
未収入金			94,274	
未収委託者報酬			3,955,580	
未収収益			2,976,612	
関係会社短期貸付金			1,045,000	
繰延税金資産			512,087	
その他			6,968	
流動資産計			17,918,235	93.6
固定資産				
投資その他の資産			1,232,631	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		818,880		
長期預け金		189,700		
敷金保証金		41,117		
繰延税金資産		90,113		
その他		32,819		
固定資産計			1,232,631	6.4
資産合計			19,150,866	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			90,916	
未払金			2,932,829	
未払手数料		1,955,744		
その他未払金	1	977,084		
未払費用			967,798	
未払法人税等			992,730	
賞与引当金			781,817	
流動負債計			5,766,092	30.1
固定負債				
長期未払金			180,667	
賞与引当金			443,661	
役員賞与引当金			133,047	
退職給付引当金			3,907	
固定負債計			761,284	4.0
負債合計			6,527,377	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			9,393,785	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		9,360,109		
株主資本計			12,611,785	65.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			11,703	
評価・換算差額等計			11,703	0.1
純資産合計			12,623,489	65.9
負債・純資産合計			19,150,866	100.0

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,122,260	
運用受託報酬			3,667,881	
業務受託報酬			1,085,851	
その他			88,202	
営業収益計			12,964,196	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,861,719	
支払手数料		3,737,334		
調査費		1,613,857		
その他営業費用		510,528		
一般管理費			4,863,141	
営業費用・一般管理費計			10,724,861	82.7
営業利益			2,239,334	17.3
営業外収益	1	12,244		
営業外収益計			12,244	0.1
営業外費用	2	166,350		
営業外費用計			166,350	1.3
経常利益			2,085,229	16.1
税引前中間純利益			2,085,229	16.1
法人税、住民税及び事業税			973,592	7.5
法人税等調整額			260,821	2.0
中間純利益			1,372,457	10.6

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 3,187 受取配当金 1,407	
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 事務処理損失 153,469	

（リース取引関係）

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	545,335	千円
1年超	857,548	千円
合計	1,402,883	千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,164,400	3,164,400	-
(2) 有価証券	6,111,656	6,111,656	-
(3) 未収委託者報酬	3,955,580	3,955,580	-
(4) 未収収益	2,976,612	2,976,612	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,045,000	1,045,000	-
(6) 投資有価証券	818,880	818,880	-
(7) 長期預け金	189,700	189,168	532
資産計	18,261,830	18,261,298	532
(1) 未払手数料	1,955,744	1,955,744	-
(2) その他未払金	977,084	977,084	-
(3) 未払費用	967,798	967,798	-
(4) 長期未払金	180,667	180,160	506
負債計	4,081,295	4,080,788	506

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成25年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	818,880	800,000	18,880

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 6,111,656千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第24期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,122,260	3,667,881	1,085,851	88,202	12,964,196

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,714,778	2,249,418	12,964,196

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	224,357円75銭
1株当たり中間純利益金額	24,392円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,372,457千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,372,457千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社

資本金の額 30,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成25年5月末現在)	事業の内容
1	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社

資本金の額 30,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成25年10月末現在)	事業の内容
1	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月4日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM中小型株オープン（旧ファンド名 JF中小型株オープン）の平成25年4月23日から平成25年10月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM中小型株オープンの平成25年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPMorgans・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。